

こおりやま広域連携中枢都市圏連携推進協議会規約

(設置)

第1条 人口減少・少子高齢社会にあっても、地域経済を持続可能なものとし、住民が安心して暮らしていけるよう、各市町村が連携し活力と魅力あふれる圏域づくりに取り組むため、こおりやま広域連携中枢都市圏連携推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 連携中枢都市圏ビジョンの策定、改訂及び検証等に関すること。
- (2) 連携協約等に基づき推進する取組に関すること。
- (3) その他の広域的な連携に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、郡山市、須賀川市、二本松市、田村市、本宮市、大玉村、鏡石町、天栄村、猪苗代町、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町の長を会員として組織する。

- 2 会長は、郡山市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 協議会に副会長を置き、会員の互選により選出する。
- 5 副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、会員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、代理の者が出席したときは、当該会員が出席したものとみなす。

(オブザーバー)

第5条 第3条に規定する会員のほか、協議会にオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、会長が指名する者をもって充てる。

(幹事会)

第6条 協議会の協議事項に関する調査研究及び協議会に関する連絡調整等を行うため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会員がその補助職員のうちから指名する者を幹事として組織する。

- 3 幹事に幹事長を置き、会長が幹事のうちから指名する者をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長がその議長となる。
- 5 幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、幹事長があらかじめ幹事のうちから指名する者が、その職務を代理する。
- 6 幹事会の運営等に関して必要な事項は、幹事長が別に定める。

(専門部会)

第7条 第2条各号に掲げる所掌事務について特定の分野に関する調査研究等を行うため、協議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、会員がその補助職員のうちから指名する者を部会員として組織する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が部会員のうちから指名する者をもって充てる。
- 4 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- 5 部会長は、調査及び研究の経過及び結果を協議会及び幹事会に報告するものとする。
- 6 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ部会員のうちから指名する者が、その職務を代理する。
- 7 部会の運営等に関して必要な事項は、部会長が別に定める。

(庶務)

第8条 協議会、幹事会の事務局は、郡山市政策開発部政策開発課に置く。

- 2 専門部会の事務局は、部会長が所属する部署に置く。

(委任)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成29年11月22日から施行する。

(施行期日)

この規約は、平成30年7月25日から施行する。

(施行期日)

この規約は、平成31年2月13日から施行する。

(施行期日)

この規約は、令和2年3月31日から施行する。